

第 1598 回 (2 月 22 日)

過疎対策と財政政策

(島根大学) 保 母 武 彦

1970 年度に始まった過疎対策事業は、20 年間に25兆円余が投入された後、現行の過疎地域活性化特別措置法の前期5年間で14兆4156億円が支出される計画になっている。その累計額は、過疎地域指定市町村1団体当たり平均およそ350億円にのぼる。過疎対策事業実施のための国の財政措置には、補助金、地方債(過疎債)及び資金確保その他の援助があるが、最も重要なのが過疎債である。現行法では地場産業、観光・レクリエーション関係事業への出資に広げられたが、この資金の性格から公共施設の整備が事業の中心になってきた。

過疎対策の結果、確かに公共施設は以前と比較にならないほど立派になってきたが、過疎問題を克服するには至っていない。行政報告書の多くは、過疎問題が今後さらに深刻化することを予測しているところである。

鳥取・島根両県にまたがる地域の40市町村について筆者等が調査した結果によると、問題の深刻さは「中山間地域」に集中し、人口・産業・生活の各局面において過疎問題解決の展望が見出されていなかった。そうなった原因として、次の3点が指摘できよう。

- (1) 農山村を維持する必要性についての政策理念が明確でないこと。
- (2) 条件不利地域を対象とした地域政策が未確立なこと。
- (3) 農業など民間部門への財政効果が間接的であること。

過疎地域の人口と社会を維持するためには、「人口施策」、「所得・就業対策」、「生活対策」を計画化する必要がある。すなわち、①若年層を迎え入れる人口計画を科学的に設定し、②高学歴化して専門・技術職を志向する若年層に対する具体的な職業機会を創出する

政策と、地域経済全体を支える合理的な所得政策を持ち、③都市追随でない農村の生活様式を再生させる必要がある。これらの3政策を柱として「農村ミニマム」を打ち出せないだろうか。農村特有の人間と自然との関係、生産の場と消費生活の場の一体性、社会生活維持に必要な基礎集落の人口規模、所得、生活基盤、文化等、公共施設整備水準といった政策基準だけでなく、農村集落における民間部門と公共部門を包含するトータルなミニマム水準の確保を考える必要がある。それも、地域ごとの個性を配慮し、全国画一化を避けることが重要である。

人口・技術・経済力が都市集中している現状では、地域の自前の発展努力に加えて、農村の都市との交流・連携の重要性が増しており、政策的な誘導等により、都市が農村を支える立場に立つようにすることが必須の課題である。これに、国家による新しい農村維持政策を結合させた「過疎対策の3点セット」が、今後の過疎対策の政策体系となるべきではないか。この政策体系は、従来の過疎対策の大幅な修正を意味することになる。

これまでの過疎対策を見て痛感することは、日本の国土のなかで農山村が果たしてきたし今後も果たすことが期待される機能と役割について、明確な国民的合意が未だ形成されていないことである。

農山村の存在意義とは何か。農山村居住者の権利保証は必要だが、居住者の立場からの発想だけでなく、地球環境、国土政策(治水、流域管理等)及び都市生活者(その健康、余暇生活等)にとつての農山村の位置付けを総合的に与え、農山村社会の持つ社会的価値の評価を明確にすることが必要である。それは、過疎地域対策の財政・金融制度について国民の合意を得る前提条件といってよい。

過疎地域対策の新しい政策理念、総合政策、そのなかにおける財政金融政策を急ぐ必要がある。